

伊丹市共同利用施設等条例の一部を改正する条例の制定
について

伊丹市共同利用施設等条例の一部を改正する条例を別記のとおり
制定する。

令和7年12月2日提出

伊丹市長 中田慎也

理由

伊丹市みなみ交流センターを新設し、伊丹市共同利用施設南センタ
ー、伊丹市共同利用施設平松会館及び伊丹市コミュニティセンター
一梅ノ木を廃止するため。

伊丹市共同利用施設等条例の一部を改正する条例（令和
7年伊丹市条例第 号）

伊丹市共同利用施設等条例（昭和46年伊丹市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、コミュニティセンター」を削り、第2号を削り、第3号を第2号とする。

第3条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

別表伊丹市共同利用施設南センター、伊丹市共同利用施設平松会館及び伊丹市コミュニティセンター梅ノ木の項を削り、同表に次のように加える。

伊丹市みなみ交流センター	伊丹市御願塚2丁目2番22号
--------------	----------------

付 則

この条例は、令和8年9月1日から施行する。